

# 私学行政の現状と課題等について



文部科学省高等教育局私学部参事官付



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# <内容>

1. 監事について
2. 監事に期待される役割
3. 学校法人を取り巻く状況について
4. 学校法人運営調査における経営指導の充実について



# 1. 監事について

# 学校法人の機関

## 理事長

▶ 学校法人を代表し、その業務を総理する【37条1項】

## 理事会

▶ 学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する【36条2項】

## 監事

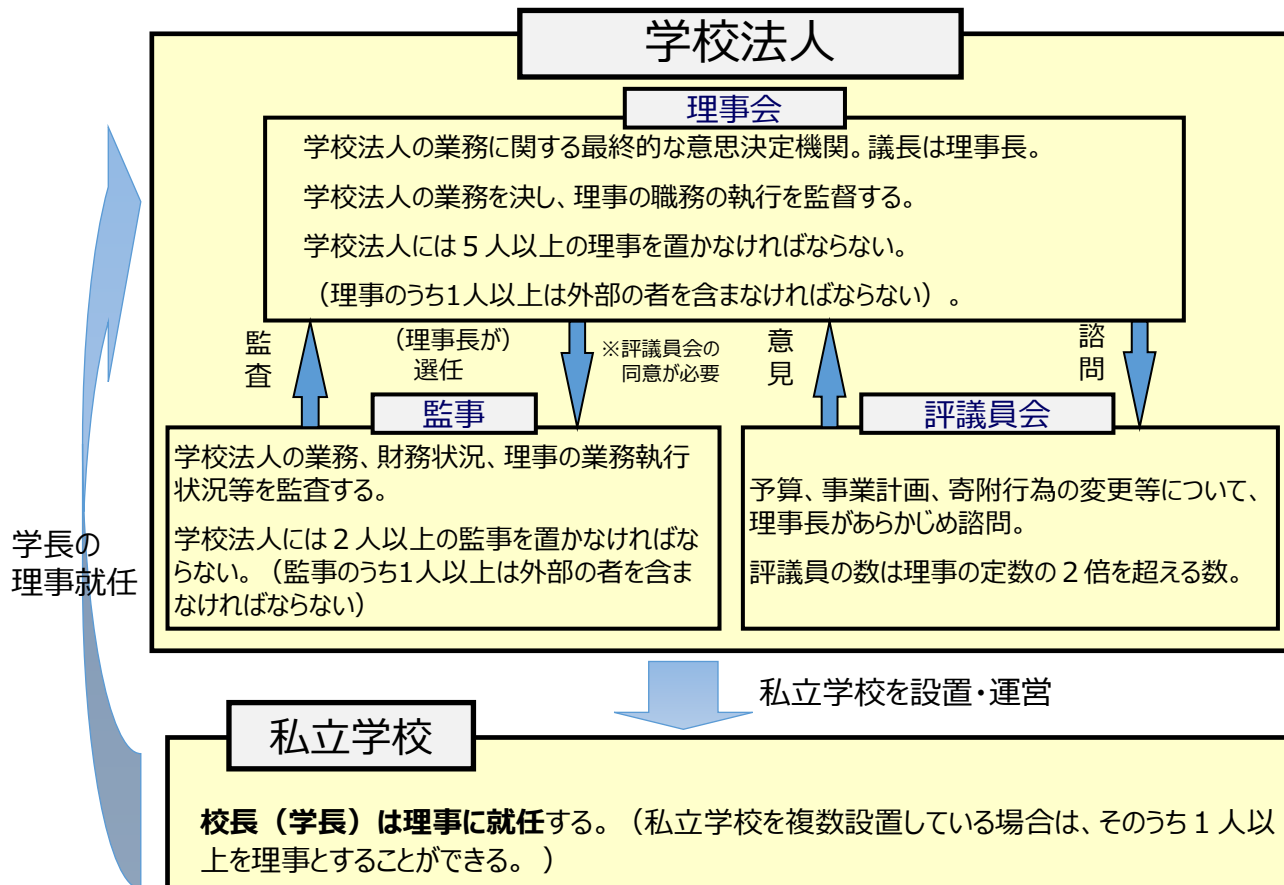
▶ 学校法人を監査し、不正等があれば、所轄庁等に報告【37条3項】

## 評議員会

▶ 学校法人の業務等につき意見を述べる諮問機関【42条】

# 学校法人のガバナンスの仕組み

- 学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関は、合議制機関である理事会。理事長は、寄附行為の定めるところにより選任され、学校法人を代表し、その業務を総理する。
- 学校法人には評議員会が置かれる。評議員会は理事の定数の2倍以上の定数で組織され、学校法人の職員や卒業生等が評議員に選任される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、予め評議員会の意見を聞くこととされている。
- 設置する学校の学長のうち1人以上は、学校法人の理事として経営に参画する。



- 【理事長】**
- ・学校法人を代表し、その業務を総理
- 【理事会】**
- ・学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関
  - ・理事の職務の執行を監督
  - ・私立学校の校長を理事として選任
- 【監事】**
- ・学校法人の業務、財務状況等を監査
- 【評議員会】**
- ・予算、事業計画、寄附行為の変更等に対する意見(理事長が予め諮問)
  - ・決算及び事業の実績に対する意見(理事長が報告)
  - ・寄附行為で定める事項を評議員会の議決を要するとすることができる

# 監事の職務

◆学校法人の業務（経営面だけでなく教学面を含む）、財産の状況、理事の業務執行の状況を監査し、不正等があれば対処する。

## 【私学法37条3項】

監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 学校法人の業務を監査すること。
- 二 学校法人の財産の状況を監査すること。
- 三 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 四 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 五 第一号又から第三号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- 七 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

# 監事の牽制機能の強化（私立学校法改正※令和2年度4月施行）関係

## ◆ 理事の業務執行の状況の監査（第37条第3項第3号～第5号、第7号）

## ◆ 監事の理事会招集請求権及び招集権（第37条第3項第6号及び第4項）

＜私立学校法第37条第4項＞

前項第六号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

## ◆ 理事の監事への報告義務（第40条の5（一般法人法第85条準用））

理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

## ◆ 監事による理事の行為の差止め（第40条の5（一般法人法第103条準用））

監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

## ◆ 費用等の請求（第40条の5（一般法人法第106条準用））

監事がその職務の執行について学校法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該学校法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

一 費用の前払の請求

二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求

# 監事の選任

- ◆ 評議員会が同意し、理事長が選任【第38条第4項】
- ◆ 2人以上を置く必要あり【第35条第1項】
- ◆ 理事、評議員、法人職員との兼任禁止【第39条】
- ◆ 外部監事が1人以上含まれる必要あり【第38条第5項】
- ◆ 欠格事由あり【第38条第8項（※）】
- ◆ 監事（役員）の解任については、寄附行為において規定【第30条第1項第5号】

※改正あり、令和元年12月14日施行

改正前の私立学校法第38条第8項	改正後の私立学校法第38条第8項
学校教育法第九条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、役員に準用する。	次に掲げる者は、役員となることができない。 一 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者 二 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの
学校教育法第9条	
次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。 一 禁錮以上の刑に処せられた者 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者	



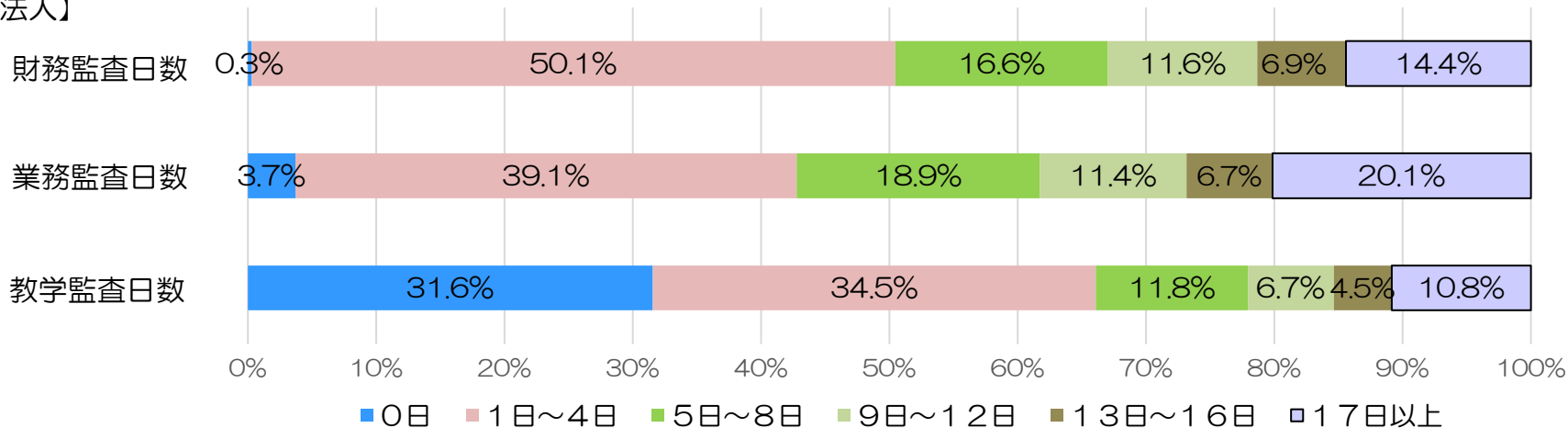
## 2. 監事に期待される役割



# 監事業務の現状 【大学法人】

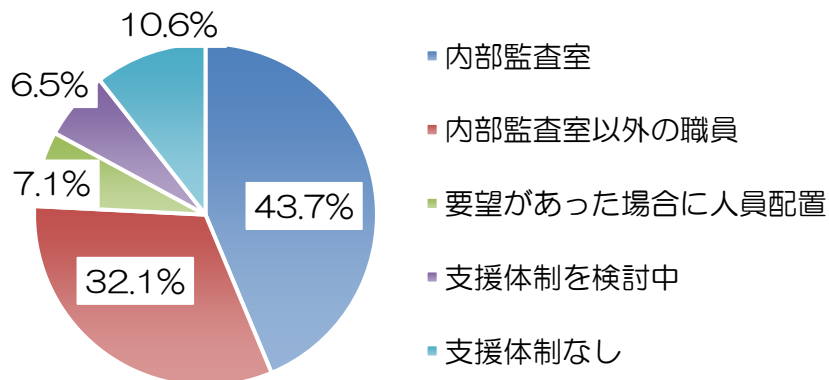
## ◆監事による財務監査、業務監査について要した日数（のべ日数）について（H29年度）

【大学法人】



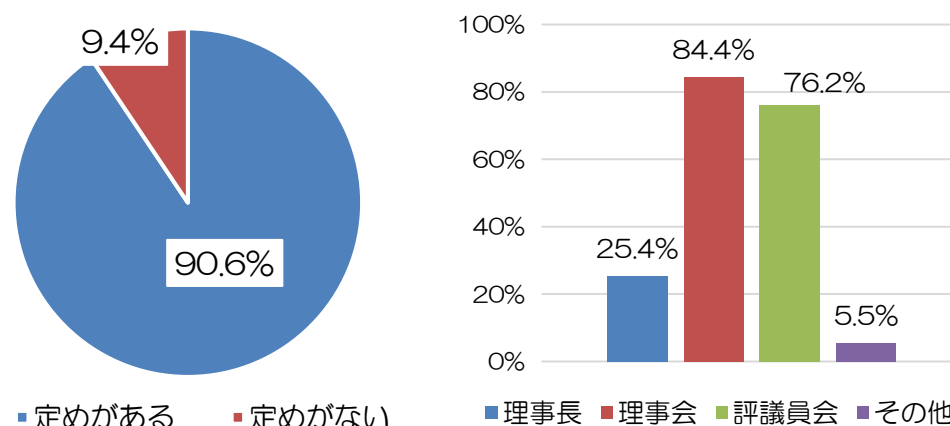
## ◆監事のサポート体制

- 監事監査実施をサポートするため、どのような体制を取っているか。



## ◆監事による監査結果の報告について

- 監事による業務監査等の監査結果の報告に関する規程等はあるか。また規程等がある場合、報告先はどこか。



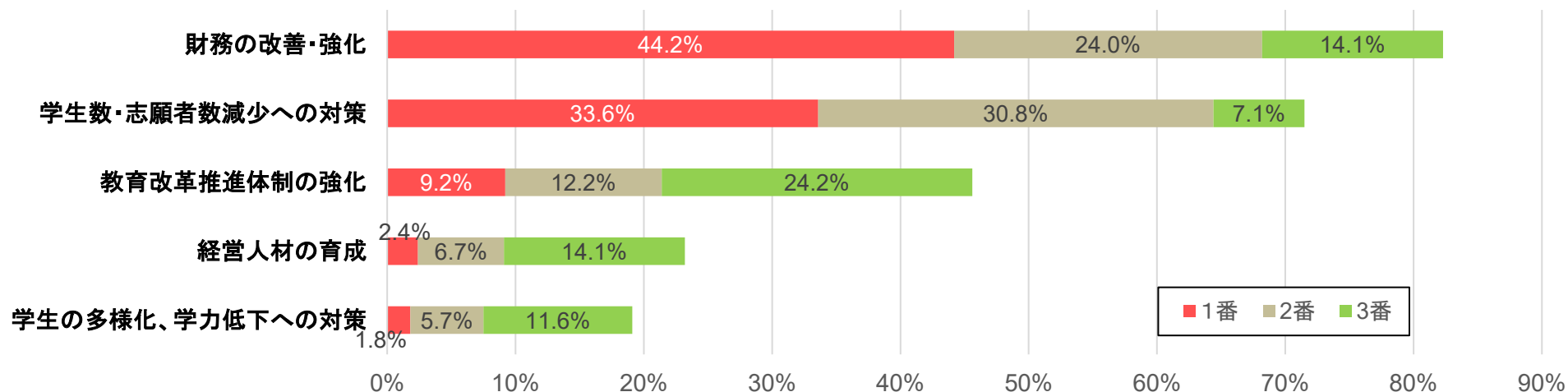
# 監事業務に期待される役割

## 【大学法人】

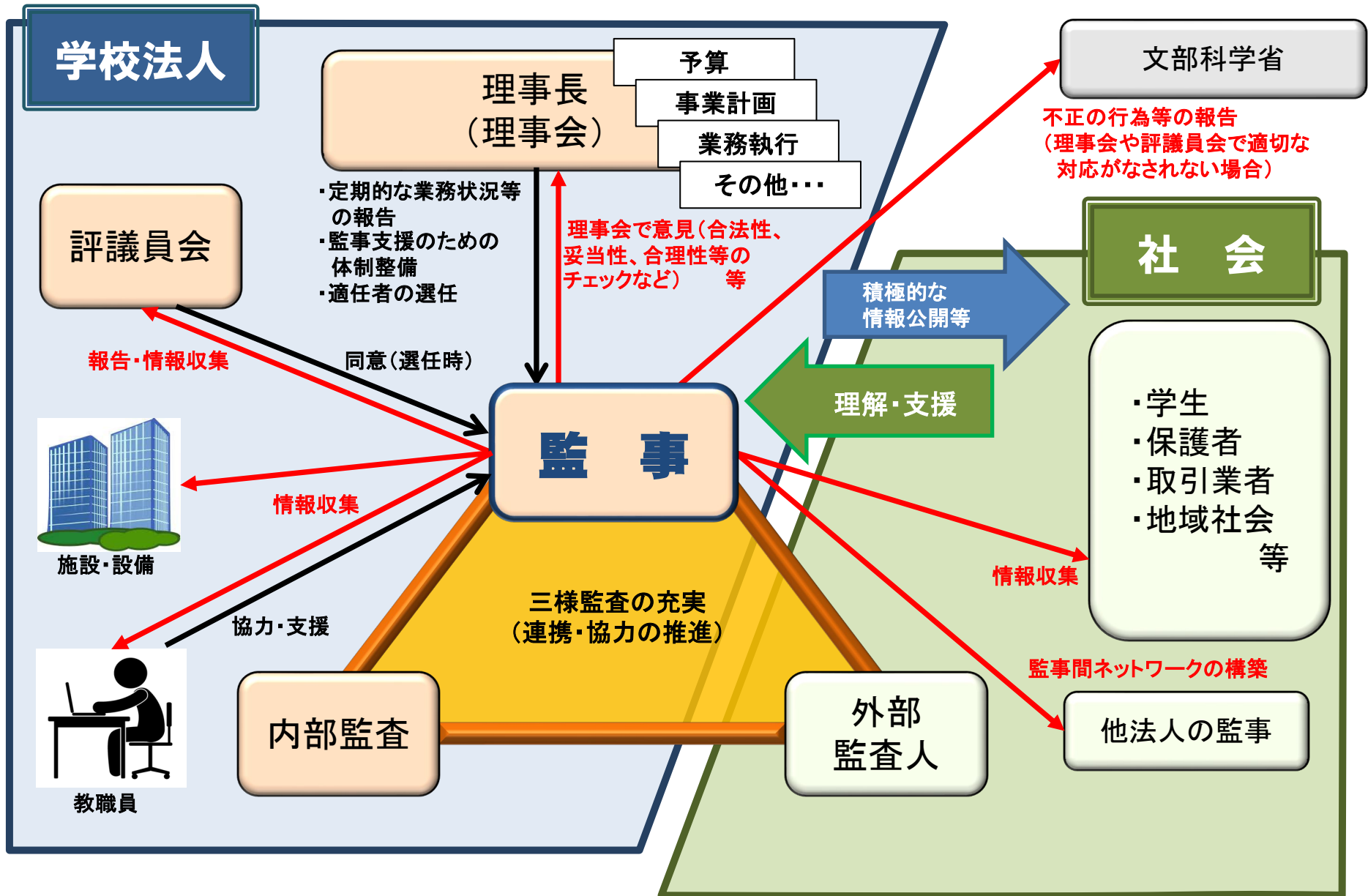
### ◆ 今後、実施を期待する監査項目 ※( )は実際に実施している割合

- ✓ 中長期計画・・・37.8%(65.6%)
- ✓ 教育活動・・・33.9%(50.3%)
- ✓ 各部署の業務執行<学内事務体制の見直し>・・・32.7%(62.6%)
- ✓ 監査における指摘事項の改善状況・・・30.7%(73.8%)
- ✓ 人事、労務管理・・・28.8%(34.2%)

### ◆ 学校法人の現在の課題 <現在、課題と考えていることは何か。(重要と考えている順に3項目選択)>



# 監事への期待



# 監事機能の充実強化のためのポイント

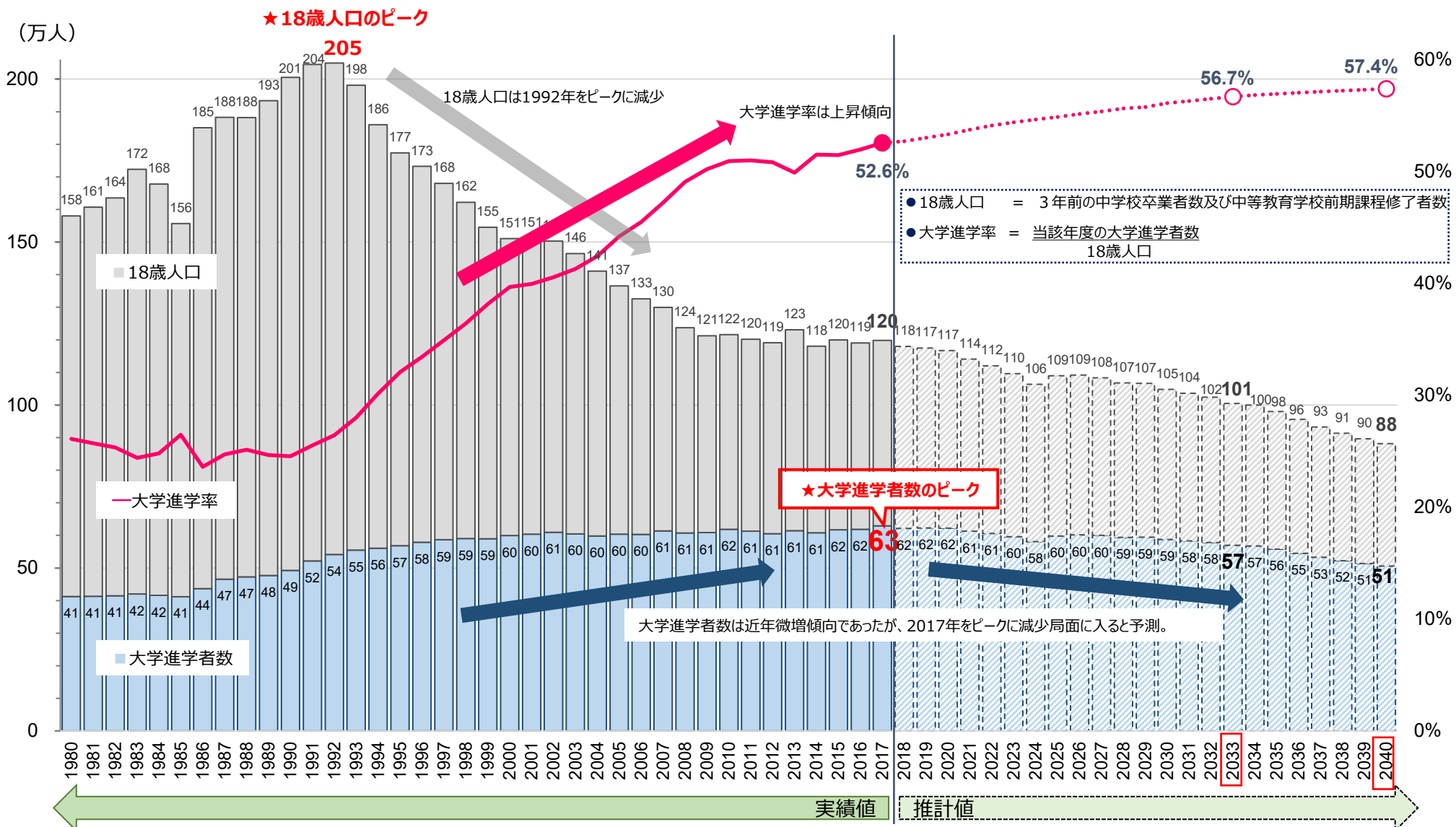
- ◆ 監事として適格な者を選
- ◆ 監事監査の重要性や監査への協力を法人内に周知
- ◆ 監事と役員・教職員との適切な関係の構築
- ◆ 監事への情報提供、監事による情報収集
- ◆ 監事支援のための体制（内部監査室等）の整備
- ◆ 監事の業務や責任に応じた報酬の支払い
- ◆ 常勤監事の設置

等

### 3. 学校法人を取り巻く状況について

# 大学進学者数等の将来推計について【推計結果】

18歳人口が減少し続ける中でも、大学進学率は上昇し、大学進学者数も増加傾向にあったが、2018年以降は18歳人口の減少に伴い、大学進学率が上昇しても大学進学者数は減少局面に入ると予測される。



# 私立学校の役割等

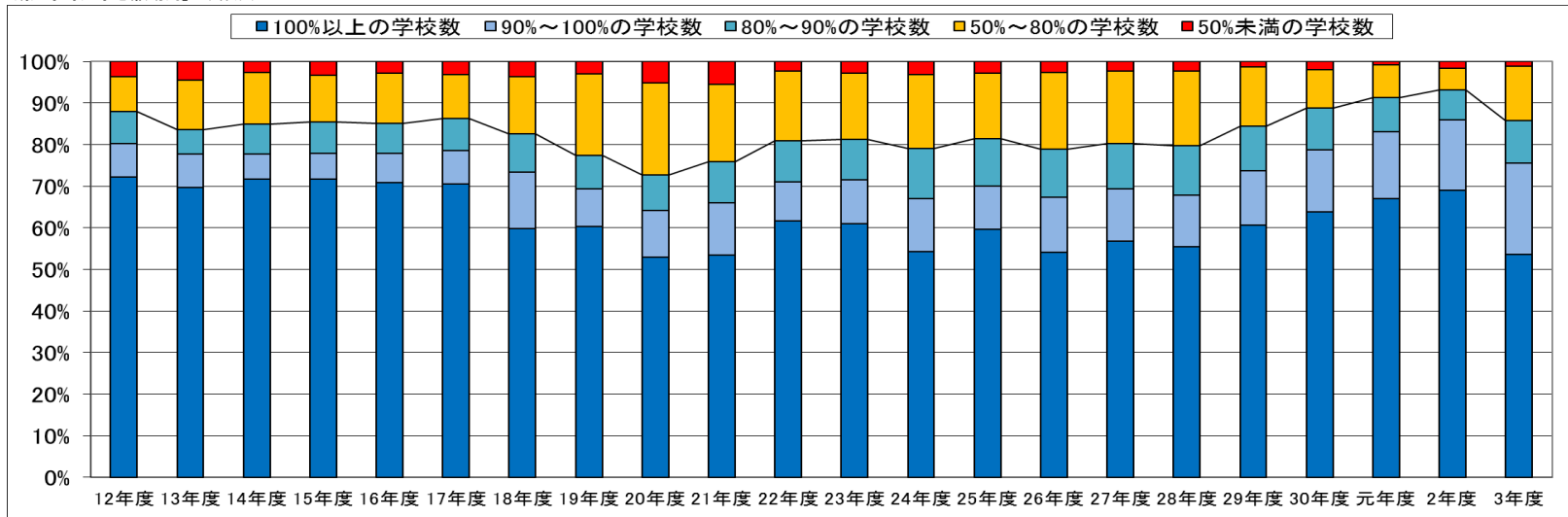
- ◆ 我が国の高等教育機関（大学、短大、高専）の約80%が私立。学生数の約70%が私立に在籍。
- ◆ 私立学校は、建学の精神に基づき個性豊かな活動を展開。
  - 私立学校は、我が国の学校教育の発展にとって、質・量ともに重要な役割を果たしている。
- ◆ また、私立学校は、
  - **それぞれの自助努力によって経営基盤の維持・強化や積極的な情報公開などを行いつつ、国民の要請に応える个性的で魅力あふれる学校づくりを進めることが期待されている。**



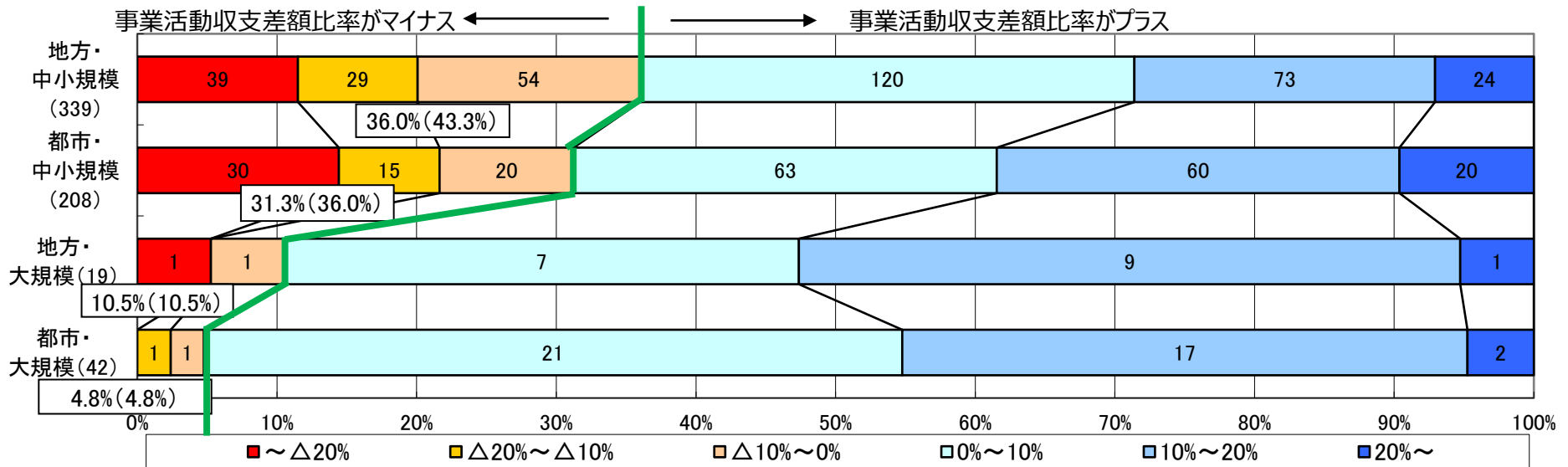
# 私立大学の経営状況について

(日本私立学校振興・共済事業団  
「令和3(2021)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

**私大の46%が入学定員未充足(うち、14%が充足率80%未満)**



**地方中小私大の収支状況は約4割が赤字傾向**

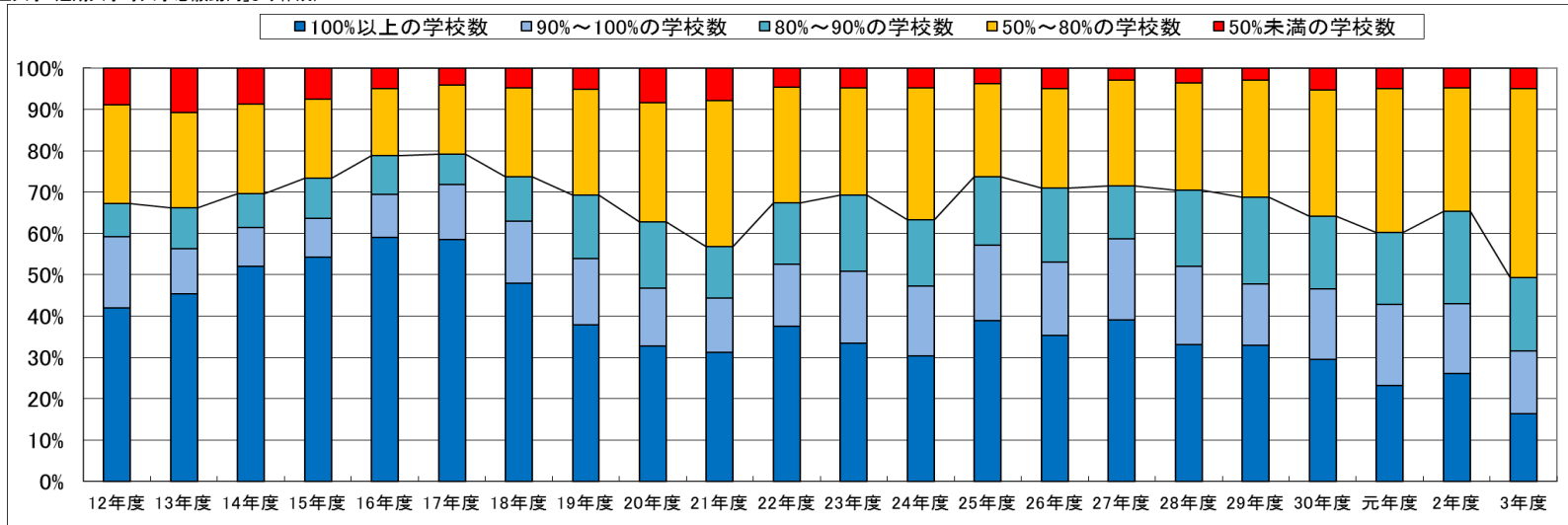


※    は事業活動収支差額比率がマイナスの割合で ( ) は前年度の割合

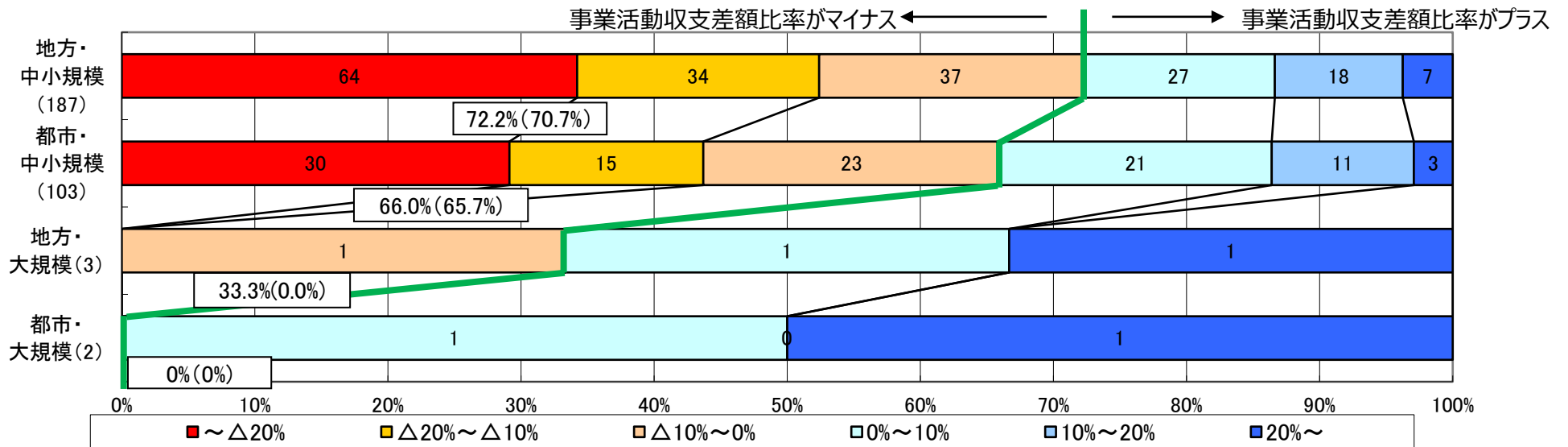
# 私立短期大学の経営状況について

(日本私立学校振興・共済事業団  
「令和3(2021)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

私立短大の84%が入学定員未充足(うち、51%が充足率80%未満)

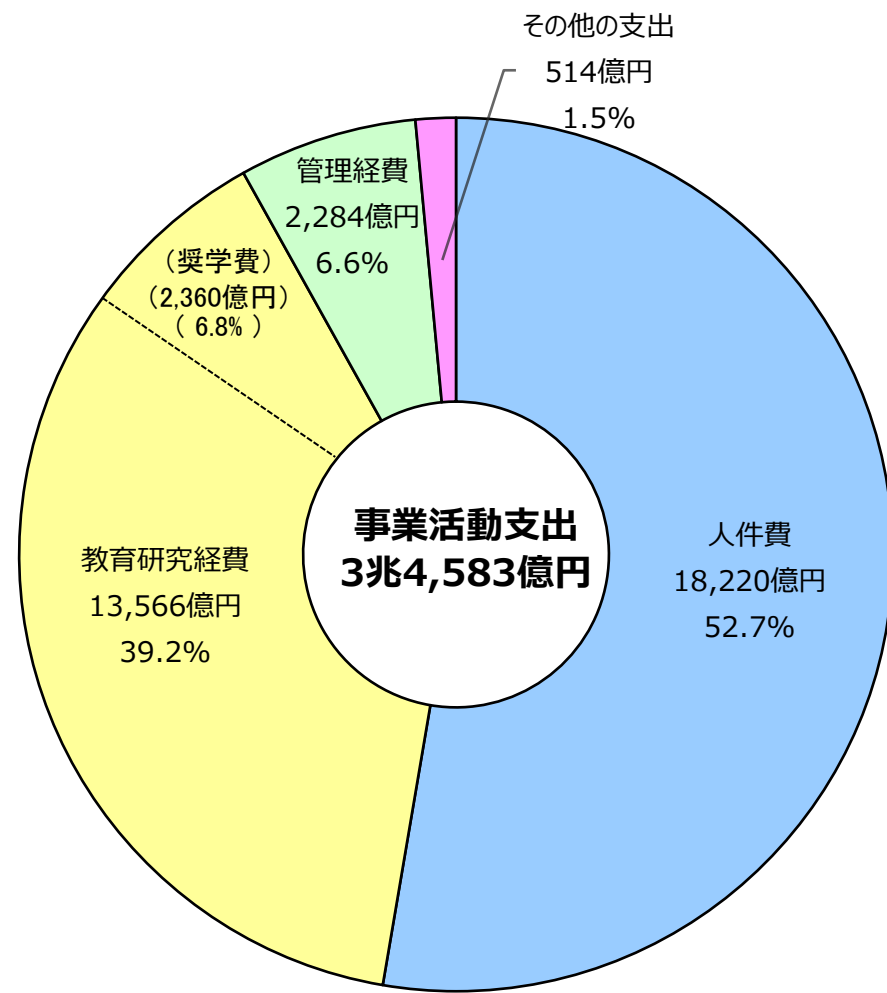
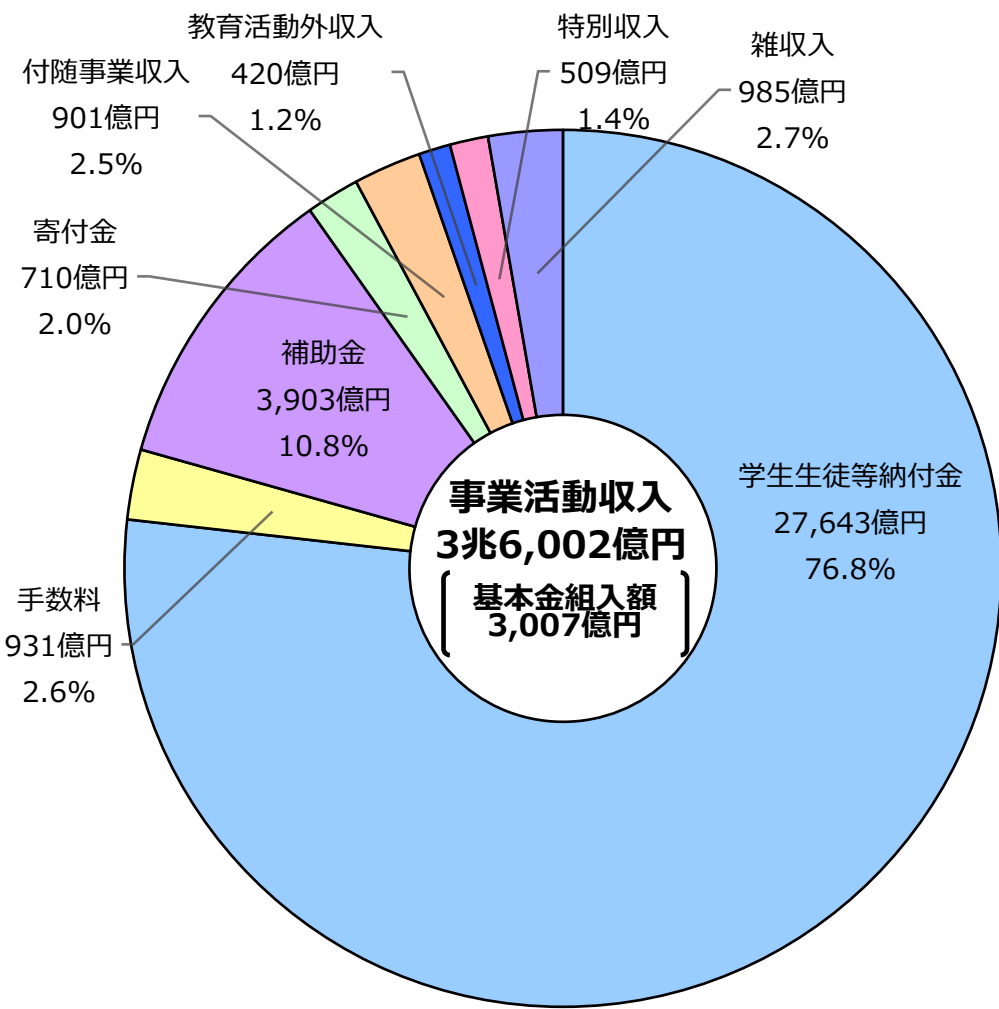


中小私短大の収支状況は約7割が赤字傾向



※    は事業活動収支差額比率がマイナスの割合で ( ) は前年度の割合

# 私立大学の収支状況（令和2年度）



●事業活動収入とは

事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは

国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の維持・向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入

※特別収入…資産売却差額等の収入

●事業活動支出とは

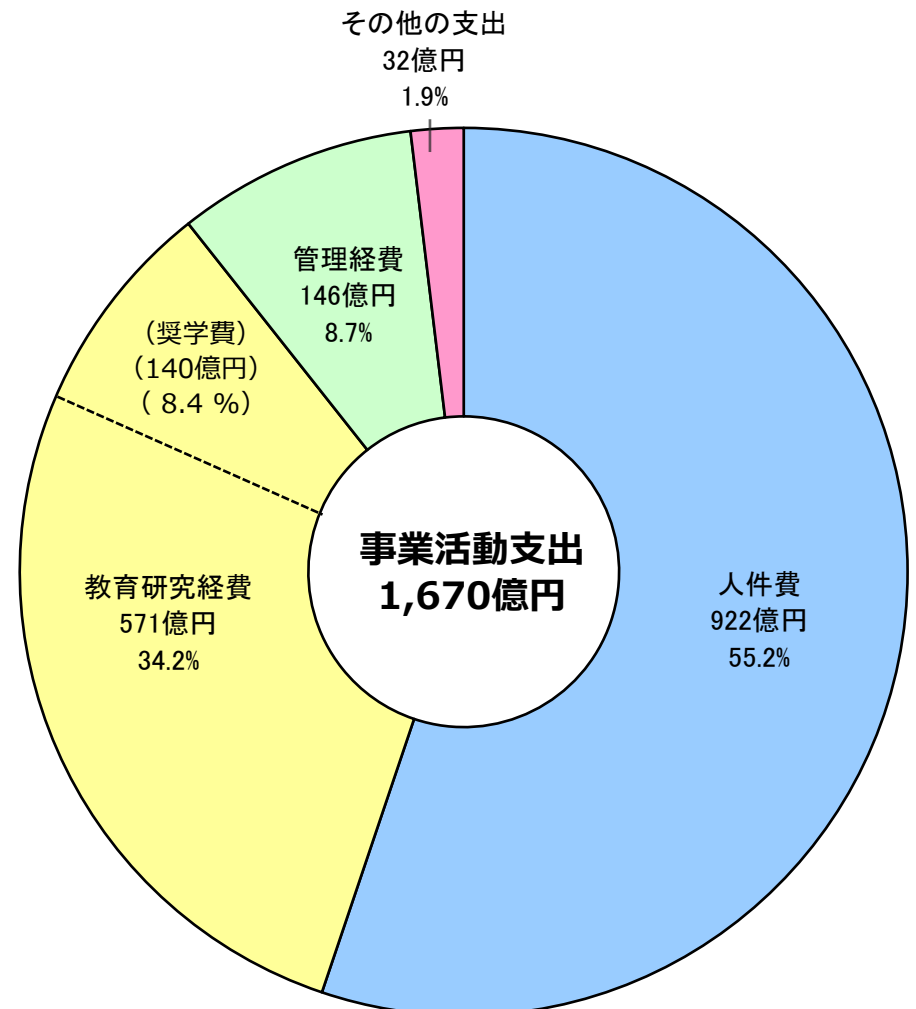
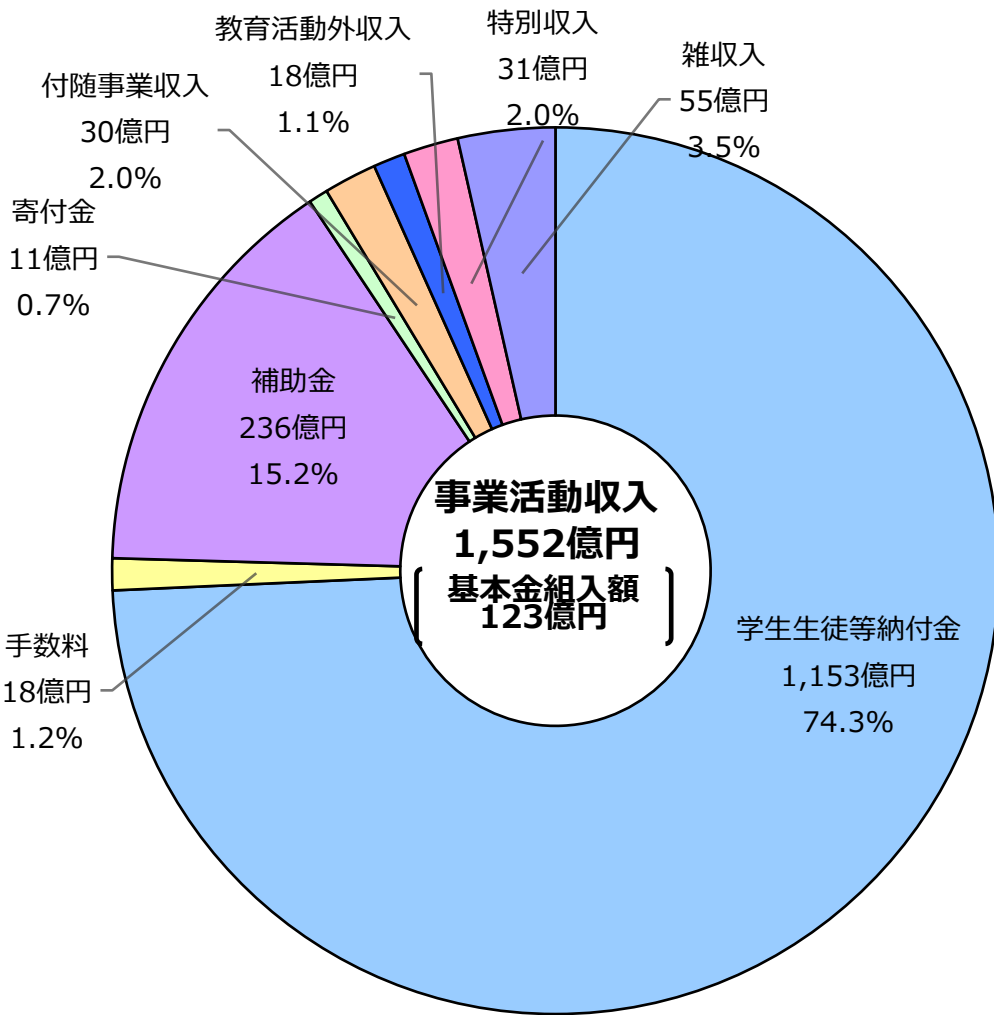
事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む）。

※ 出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（令和3年度版）」

※ 事業活動収支計算書（608校）の集計

※ 単位未満四捨五入の関係で、パーセント及び合計が一致しない場合がある。

# 私立短期大学等の収支状況（令和2年度）



●事業活動収入とは  
事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは  
国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取や高度化、設備の維持・向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入  
※特別収入…資産売却差額等の収入

●事業活動支出とは  
事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む）。

※ 出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（令和3年度版）」  
※ 事業活動収支計算書（298校）の集計  
※ 単位未満四捨五入の関係で、パーセント及び合計が一致しない場合がある。

# 私立大学・短期大学・高等学校の収支状況（経年の推移）

## ○大学の収支状況

年 度		23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2
集計学校数	a	校 592	校 588	校 591	校 592	校 596	校 590	校 595	校 592	校 599	校 608
事業活動収入 (H26以前は帰属収入)	b	33,599	32,946	33,156	33,234	33,540	33,654	34,314	34,674	34,986	36,002
事業活動支出 (H26以前は消費支出)	c	32,097	30,921	31,371	31,450	32,371	32,544	33,073	33,448	33,795	34,583
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)	d=b-c	1,502	2,025	1,785	1,784	1,169	1,110	1,241	1,226	1,190	1,418
事業活動収支差額比率 (H26以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	4.5%	6.1%	5.4%	5.4%	3.5%	3.3%	3.6%	3.5%	3.4%	3.9%
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)がマイナスの学校数	f	校 250	校 208	校 215	校 219	校 243	校 233	校 235	校 215	校 222	校 191
割合	g=f÷a	42.2%	35.4%	36.4%	37.0%	40.8%	39.5%	39.5%	36.3%	37.1%	31.4%

(単位：  
億円)

## ○短期大学の収支状況

年 度		23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2
集計学校数	a	校 353	校 335	校 337	校 333	校 324	校 321	校 317	校 310	校 299	校 298
事業活動収入 (H26以前は帰属収入)	b	2,200	1,940	1,961	1,941	1,875	1,838	1,745	1,671	1,497	1,552
事業活動支出 (H26以前は消費支出)	c	2,147	1,985	1,996	1,939	1,934	1,842	1,806	1,753	1,634	1,670
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)	d=b-c	53	▲45	▲35	2	▲59	▲5	▲61	▲82	▲138	▲119
事業活動収支差額比率 (H26以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	2.4%	▲2.3%	▲1.8%	0.1%	▲3.2%	▲0.3%	▲3.5%	▲4.9%	▲9.2%	▲7.7%
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)がマイナスの学校数	f	校 193	校 189	校 170	校 187	校 184	校 174	校 191	校 196	校 205	校 206
割合	g=f÷a	54.7%	56.4%	50.4%	56.2%	56.8%	54.2%	60.3%	63.2%	68.6%	69.1%

## ○高等学校の収支状況

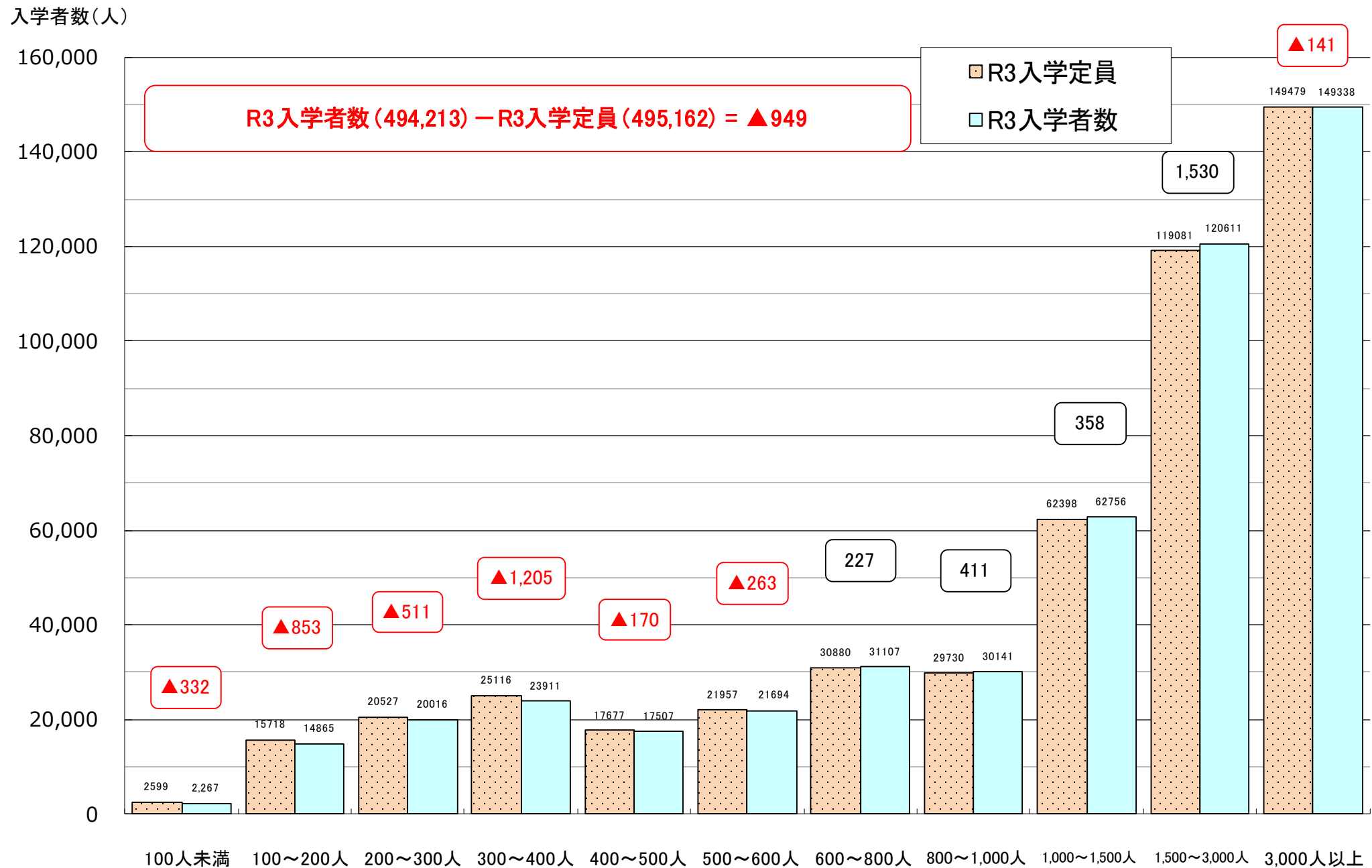
年 度		23	24	25	26	(注1) 27	28	29	30	R1	R2
集計学校数	a	校 1,263	校 1,266	校 1,286	校 1,288	校 730	校 1,310	校 1,301	校 1,289	校 1,283	校 1,287
事業活動収入 (H27以前は帰属収入)	b	10,087	10,173	10,384	10,848	5,833	11,092	11,053	10,985	10,887	11,067
事業活動支出 (H27以前は消費支出)	c	9,953	9,899	10,109	10,294	5,381	10,637	10,727	10,672	10,773	10,664
基本金組入前当年度収支差額 (H27以前は帰属収支差額)	d=b-c	134	274	275	554	452	455	326	313	114	403
事業活動収支差額比率 (H27以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	1.3%	2.7%	2.6%	5.1%	7.7%	4.1%	2.9%	2.8%	1.0%	3.6%
基本金組入前当年度収支差額 (H27以前は帰属収支差額)がマイナスの学校数	f	校 599	校 546	校 553	校 521	(注2) 校 544/1,290	(注2) 校 530	校 582	校 586	校 627	校 542
割合	g=f÷a	47.4%	43.1%	43.0%	40.5%	42.2%	40.5%	44.7%	45.5%	48.9%	42.1%

○ 事業活動収支差額比率（帰属収支差額比率）とは、学校法人の負債とならない収入である事業活動収入（帰属収入）から事業活動支出（消費支出）を差し引いた差額（基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額））が収入全体の何%に当たるかを見る比率である。

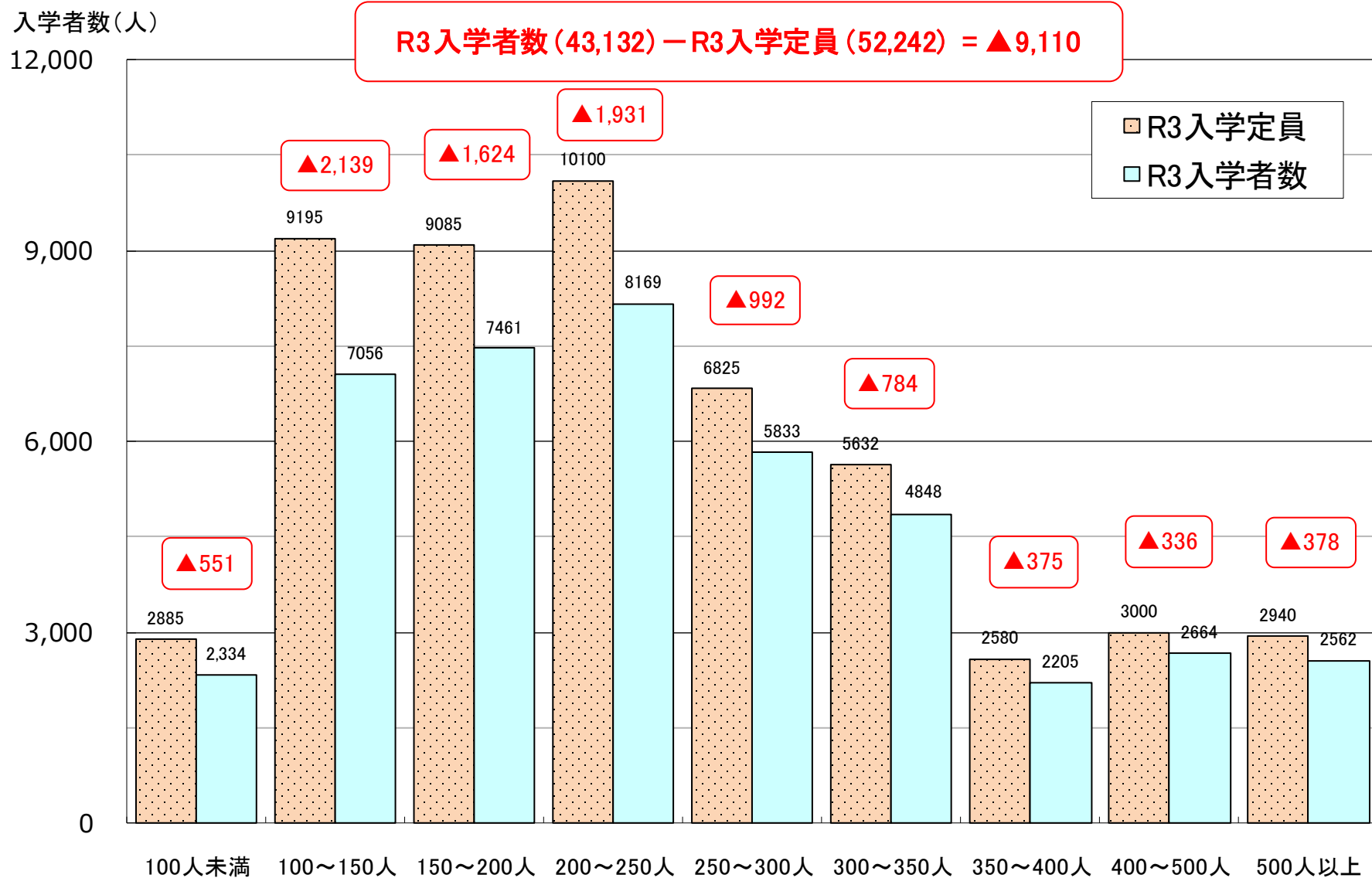
(※) 出資（株式）の概念がなく、また、国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の向上など教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入（帰属収入）の中からあらかじめ確保しなければならないため、基本金組入れ相当の基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）が必要になる。

出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」

# 私立大学における規模別の入学定員、入学者数（令和3年度）



# 私立短期大学における規模別の入学定員、入学者数（令和3年度）



# 4. 学校法人運営調査における経営指導の 充実について





# 経営に課題を抱える学校法人に対する取り組み

**学校法人の義務**  
(私学法25条)  
設置校の教育研究に必要な財産の保有

**経営指導の充実の必要性**  
18歳人口減少  
グローバル化  
産業構造等変化

「私立大学等の振興に関する検討会議「議論のまとめ」(H29(2017).5.15)」  
「経済財政運営と改革の基本方針2018(H30(2018).6.15)」  
「中教審「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)(H30(2018).11.26)」  
・各大学の一層の経営力強化が必要だが、経営困難法人が生ずることは不可避  
・経営指導強化とともに、撤退含む早期の経営判断を促す指導が必要

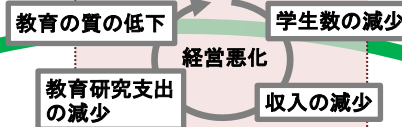
**学校法人の責務の明示**  
(私学法24条)(R2(2020).4.1施行)  
・自主的な運営基盤の強化  
・設置校の教育の質の向上  
・運営の透明性の確保

文部科学省

## 学校法人運営調査委員制度 (S59年度～)

- ◆ 学校法人の健全な経営の確保を目的に、管理運営組織やその活動状況、財務状況等を調査し、必要な指導・助言を実施、改善状況を確認
- ◆ 委員は私立学校関係者、弁護士、公認会計士、マスコミ関係者等
- ◆ 特に経営状況が厳しいと認められる一部の学校法人に対して、経営改善計画の作成及び計画の実施状況の報告を求め、経営改善の進捗状況を把握
- ◆ 経営改善計画の作成には私学事業団による経営相談等の活用を勧め、進捗状況の確認は学校法人運営調査委員によるヒアリング等を活用し、必要な指導・助言を実施

学校法人



## 学校法人に対する一体的な経営支援・指導

### 経営力強化に向けた環境整備

- 教学、人事、施設、財務等に関する事項について長期的ビジョンを踏まえた計画策定を義務化
- 学部単位での設置者変更を可能とする制度改善
- 合併等を検討する学校法人のマッチング(私学事業団による経営相談の一環)
- 地域連携プラットフォーム構築
- 大学等連携推進法人制度の創設

日本私立学校振興・共済事業団

## 経営相談・自己分析の促進

- 学校法人の要請に応じ、役員や教職員等からのヒアリングや経営上の問題点の分析等を実施し、改善策をアドバイス
- 学校法人がデータや分析資料を活用できるシステムを提供。さらに要望に応じた個別分析データも作成・提供
- 「経営改善のためのハンドブック」作成・提供
- 学校法人による経営状況の自己分析の一助となる「経営判断指標」を作成・提供。学校法人の本業である教育研究活動の収支状況と資産状況に着目し、支払不能の危険性の程度を段階わけ

## 経営指導の充実・強化 (R元年度～)

- 新たに「**経営指導強化指標※**」を設定し、**経営悪化傾向にある学校法人を一定の基準に基づき客観的に把握**  
※ 「「運用資産－外部負債」がマイナス」かつ「「經常収支差額」が3か年マイナス」
- 学校法人運営調査委員会において、経営指導強化指標を始め定員充足状況等を勘案し、**集中的な経営指導を実施する学校法人を決定**
- 私学事業団の経営相談を必須として**経営改善計画**を策定させ、**3～5年を目安に経営改善実績を上げるよう**、学校法人運営調査や進捗報告等を毎年行いながら、**集中的な指導・助言を実施**
- **経営改善できず支払不能等のリスクが確認された学校法人**に対しては、対応方策を示した上での**経営上の判断**(募集停止や組織廃止等を含む)、及び、**その方策の方向性の財務書類等への明記を求める指導通知を发出**
- 学校法人が財務書類等へ記した対応方針を、文部科学省がまとめて公表する予定

# 学校法人に対する経営指導の充実

新しい要素の部分・2019年度より実施

## ① 経営指導強化指標の設定

経営悪化傾向にはあるものの直ちに適切な経営改善に取り組めば改善の余地があるという目安

- ・「運用資産－外部負債」がマイナス
- ・経常収支差額が3か年マイナス

経営指導強化指標をはじめ、経営判断指標、定員充足状況等勘案し、学校法人運営調査委員会で決定

## ② 学校法人運営調査対象法人

- ・教学面、管理運営面、財務面のチェック
  - ・実地調査
- ⇒ 必要な指導・助言、通知

※（経営指導強化指標に該当しつつも、該当した要因が学部等の設置や施設整備の戦略的な先行投資によるものなど明確であり、収容定員に対し学生数が比較的安定的に充足しているなど、資金の流出がない場合等には指導の対象外）

一部法人

## ③ 経営の指導を行う法人

- ・経営改善計画の作成・提出を求め、経営改善の進捗状況を把握
  - ・学校法人運営調査委員等によるヒアリングの実施
- ⇒ 経営改善の着実な実施に向けた指導・助言、通知

3年程度を目安に経営改善実績を上げるように、上記の取組をきめ細かく集中的に指導  
⇒ 経営改善の着実な実施に向けた指導・助言、通知

経営改善

経営判断指標の悪化状況、経営指導強化指標への該当状況、今後の経営改善に向けた取組の状況等を総合的に勘案した上で、学校法人運営調査委員会において経営基盤の安定確保が必要とされた場合

- ・中でも、経営指導強化指標に該当した法人（※）
- ・経営指導強化指標に該当しなくても個別の状況を勘案し、経営指導強化指標該当法人と同様の指導が必要と学校法人運営調査委員会で判断する法人

④ 法人自らの経営努力等により経営指導強化指標に該当しなくなる等一定の経営改善が図られた場合には、きめ細かい集中的な指導の対象から除き、必要なフォローアップ等指導の扱いを変更

以下の事項が学校法人運営調査委員会で確認された場合

- ・経営改善の実績が上がらなかった
- ・支払不能（資金ショート）又は債務超過に陥るリスク有
- ・経営難の原因となっている組織の廃止に必要な額を試算の上、法人の有する資産がその額を下回るリスク有

⑤ 文科省から学校法人に対する通知に、以下の内容を盛り込む。

- ・経営改善実績が上がっていないことや支払不能（資金ショート）、債務超過、組織廃止に必要な資産不足に陥るリスクがあること
- ・必要と考えられる見直し内容を示して、経営上の判断をすること（部局の募集停止、設置校の廃止、法人解散等も含む）
- ・対応方策の方向性について、財務諸表や事業報告書等に明記すること
- ・今後、各学校法人が公開した内容を文科省が公表する予定があること

⑥

- ・該当学校法人において財務諸表や事業報告書等を公表
  - ・学校法人が公開した対応方策の方向について文科省がまとめて公表
- ⇒ 組織の見直し等について指導、在学生の教育継続方策についてフォロー

措置命令や解散命令等の対象となり得るような事態に至っている場合

報告及び立入検査

私学法63条

法令違反、所轄庁の処分違反、寄附行為違反、運営の著しい不適正が認められる場合

大学設置・学校法人審議会の意見を聴いた上で、募集停止を含めた措置命令

私学法60条

措置命令に従わない場合

役員解任勧告

私学法60条

措置命令に従わず、法令違反の状態が継続し、他の方法でも監督目的が達成できない場合

解散命令

25

私学法62条

# 近年の学校法人運営調査における主な指摘事項 (1)

大項目	中項目	指導・助言事項(その他意見含む)
管理運営	監事	監事による教学面を含めた業務監査の充実
		監事の監査を支援するための事務体制の整備
	役員報酬	役員報酬規程・役員退職金支給規程の整備及び公表
		役員報酬規程において、支給額の算定方法を明確にすること
	理事会 /評議員会	理事会における理事の出席率の改善
		評議員会における評議員の出席率の改善
		理事会・評議員会の欠席時に意思表示を行うことのできる書面に改めること
		理事会・評議員会は集会の形式(オンラインを含む)により行うこと
		決算に関する理事会、評議員会の運営を適切に行うこと
	理事/評議員	理事・評議員の欠員補充
	備え付け /届出	会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書の作成及び備え付け
		理事長(代表権を有する者)や設置校の名称の変更に関する登記を所定の期間に行うこと
		文部科学大臣に対する役員変更届出を速やかに行うこと

# 近年の学校法人運営調査における主な指摘事項（2）

大項目	中項目	指導・助言事項(その他意見含む)
管理運営	規程	諸規程の整備
		・情報公開に関する規程
		・稟議に関する規程
	中期的な計画	中期的な計画の作成及び着実な実施
財務	資産運用	資産運用に関する規程の整備や見直しを含め、適切な改善を図ること。
	経常経費依存率	教育研究条件の充実向上(経常経費依存率の向上)
	経営改善計画	経営改善計画の作成及び着実な実施等による経営基盤の安定確保
教学	学生確保 /定員管理	設置する学校の学生確保に向けた対応策を立案し着実に実施
		定員の見直しの検討
		定員管理の適正化、定員超過の改善
	教員補充	専任教員の補充
	FD	大学全体としてファカルティ・ディベロップメント(FD)活動・スタッフ・ディベロップメント(SD)活動の実質化
	留学生管理	留学生管理を適切に行うこと
	教育体制の配慮	募集停止をした学校(学科)において、学生の教育に支障が生じないよう教育体制の維持に配慮